

倫理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人いなかパイプ(以下「当法人」という。)の役職員が、法人の使命と価値に基づき誠実に行動するための基本的な倫理指針を示し、社会からの信頼を高めることを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第 2 条 当法人は、定款に基づき事業運営に当たるものとする。

(社会的信用の維持)

第 3 条 当法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第 4 条 当法人の役職員は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(法令等の遵守)

第 5 条 当法人の役職員は、関連法令及び当法人の定款、各規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営するものとする。

(私的利益追求の禁止)

第 6 条 当法人の役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第 7 条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄付者、賛助会員等をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 8 条 当法人の役職員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(規定遵守の確保)

第 9 条 当法人は、コンプライアンス委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、そ

の実効性を確保する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2025年8月31日から施行する。